

東伊豆町既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付要綱

平成26年3月5日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物等耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「既存建築物耐震診断事業」とは、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第1項の既存建築物（国、地方公共団体その他、公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断を実施する事業をいう。
- (2) 「要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を実施する事業をいう。
- (3) 「耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 「緊急輸送ルート等」とは、法第5条第3項第2号の規定に基づき、静岡県耐震改修促進計画に、沿道建築物が地震によって倒壊した際に、その道路の通行を妨げ、相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、沿道建築物の所有者等に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける記載をした道路をいう。
- (5) 「緊急輸送ルート等沿道建築物」とは、前号に掲げる道路に接する法

第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。

(6) 「緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業」とは、緊急輸送ルート等沿道建築物の補強計画の策定を実施する事業をいう。

(7) 「緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業」とは、緊急輸送ルート等沿道建築物の耐震補強、建替え又は除却工事を実施する事業をいう。

(8) 「既存建築物等耐震性向上事業」とは、第1号から前号までに掲げる事業をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表第1から別表第4のとおりとし、1, 000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助対象要件)

第4条 補助事業の対象要件は、次の各号に定めるものとする。ただし、既存建築物及び既存住宅の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とする。

(1) 緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業は、耐震診断の結果、静岡県耐震判定指標値 I_s/ET （以下「 I_s/ET 値」という。）が1.0未満かつ構造耐震指標値 I_s （以下「 I_s 値」という。）が0.6未満であった災害時拠点施設の I_s/ET 値が1.0以上となる補強計画策定を行う事業及び耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満であった災害時拠点施設以外の建築物の I_s 値が0.6以上となる補強計画策定を行う事業とする。なお、緊急輸送ルート等沿道建築物のうち、木造の建築物においては、評点が1.0未満である建築物の評点が1.0以上となる補強計画策定を行う事業とする。

(2) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業は、耐震診断の結果、 I_s/ET 値が1.0未満かつ I_s 値が0.6未満であった災害時拠点施設の I_s/ET 値が1.0以上となる耐震補強工事、 I_s 値が0.6未満であった災害時拠点施設以外の建築物の I_s 値が0.6以上となる耐震補強工事又は I_s 値が0.6未満であった災害時拠点施設以外の建築物の建替え若しくは除却工

事を行う事業とする。なお、緊急輸送ルート等沿道建築物のうち、木造の建築物においては、評点が1.0未満である建築物の評点が1.0以上となる耐震補強工事又は評点が1.0未満である建築物の建替え若しくは除却工事を行う事業とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付申請書（様式第1号）に事業ごとに次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 既存建築物耐震診断事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業
ア事業計画書（様式第2号）

イ事業収支予算書（様式第3号）

ウ対象建築物に関する次に掲げる書類

(ア) 付近見取図（縮尺2,500分の1以上の地図）

(イ) 配置図及び平面図

(ウ) 事業に要する経費の見積書の写し

(エ) 対象建築物の建築年月が確認できる書類（既存建築物耐震診断事業の場合）

(オ) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1）の写し（要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業の場合）

(カ) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、事業の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）

エその他町長が必要と認めたもの

(2) 緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業

ア事業計画書（様式第2号）

イ事業収支予算書（様式第3号）

ウ対象建築物に関する次に掲げる書類

- (ア) 付近見取図（縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上の地図）
- (イ) 配置図及び平面図
- (ウ) 事業に要する経費の見積書の写し
- (エ) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物である
ことの確認書（平成 2 5 年 1 0 月 4 日国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室事務連絡 様式 1）の写し
- (オ) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、事業の実施について所有
者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）
- (カ) 耐震診断結果報告書の写し 次に掲げる事項を記載した書類
 - a建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
 - b構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他）
 - c耐震診断の方針
 - d診断結果の概要
 - e建築物の性質
 - f総合所見
 - g平面図、伏図、軸組図等

エその他町長が必要と認めたもの

(3) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（耐震補強工事）

ア事業計画書（様式第 2 号）

イ事業収支予算書（様式第 3 号）

ウ対象建築物に関する次に掲げる書類

- (ア) 付近見取図（縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上の地図）
- (イ) 工事概要が分かる図面
- (ウ) 事業に要する経費の見積書の写し
- (エ) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物である
ことの確認書（平成 2 5 年 1 0 月 4 日国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室事務連絡 様式 1）の写し
- (オ) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、事業の実施について所有

者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）

（カ）耐震補強計画結果報告書及び補強計画に係る評定書（法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物に限る。）の写し

エその他町長が必要と認めたもの

（4）緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（建替工事）

ア事業計画書（様式第2号）

イ事業収支予算書（様式第3号）

ウ対象建築物に関する次に掲げる書類

（ア）付近見取図（縮尺2,500分の1以上の地図）

（イ）工事概要が分かる図面

（ウ）事業に要する経費の見積書の写し

（エ）改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1）の写し

（オ）区分所有又は共有の建築物等の場合は、事業の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）

（カ）耐震診断結果報告書の写し 次に掲げる事項を記載した書類

a建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日

b構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他）

c耐震診断の方針

d診断結果の概要

e建築物の性質

f総合所見

g平面図、伏図、軸組図等

（キ）新築建築物の建築確認済証の写し

エその他町長が必要と認めたもの

（5）緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（除却工事）

ア事業計画書（様式第2号）

イ事業収支予算書（様式第3号）

ウ対象建築物に関する次に掲げる書類

（ア）付近見取図（縮尺2，500分の1以上の地図）

（イ）工事概要が分かる図面

（ウ）事業に要する経費の見積書の写し

（エ）改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1）の写し

（オ）区分所有又は共有の建築物等の場合は、事業の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）

（カ）耐震診断結果報告書の写し 次に掲げる事項を記載した書類

a建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日

b構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他）

c耐震診断の方針

d診断結果の概要

e建築物の性質

f総合所見

g平面図、伏図、軸組図等

エその他町長が必要と認めたもの

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請及び承認）

第7条 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、既存建築物等耐震性向上事業変更承認申請書（様式第5号）、変更事業計画書（様式

第2号)及び変更収支予算書(様式第3号)に変更の内容が分かる書類を添付して提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 施工箇所を変更する場合

(2) 総事業費の額を変更する場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合は、既存建築物等耐震性向上事業費変更承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(遅滞等報告)

第8条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに既存建築物等耐震性向上事業遅滞等報告書(様式第7号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、既存建築物等耐震性向上事業実績報告書(様式第8号)に事業ごとに次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 既存建築物耐震診断事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業
ア事業実績書(様式第2号)

イ収支決算書(様式第3号)

ウ契約書及び領収書の写し

エ耐震診断結果報告書の写し 次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日

(イ) 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)

(ウ) 耐震診断の方針

(エ) 診断結果の概要

(オ) 建築物の性質

(カ) 総合所見

(キ) 平面図、伏図、軸組図等

オ耐震診断評定書（法第 14 条第 1 号に掲げる建築物又は階数が 3 以上で床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上の建築物に限る。）の写し
カ耐震診断実施者の登録資格者講習受講証の写し等（要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業の場合）

キその他町長が必要と認めたもの

(2) 緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業

ア事業実績書（様式第 2 号）

イ収支決算書（様式第 3 号）

ウ契約書及び領収書の写し

エ耐震補強計画結果報告書

オ補強計画に係る評定書（法第 14 条第 1 号に掲げる建築物又は階数が 3 以上で床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上の建築物に限る。）の写し

カ補強計画策定者の登録資格者講習受講証の写し等

キその他町長が必要と認めたもの

(3) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（耐震補強工事）

ア事業実績書（様式第 2 号）

イ収支決算書（様式第 3 号）

ウ契約書及び領収書の写し

エ施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真

オ計画通りに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し

カその他町長が必要と認めたもの

(4) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（建替工事）

ア事業実績書（様式第 2 号）

イ収支決算書（様式第 3 号）

ウ契約書及び領収書の写し

エ新築建築物の完了検査済証の写し

オ施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真

カその他町長が必要と認めたもの

(5) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（除却工事）

ア事業実績書（様式第2号）

イ収支決算書（様式第3号）

ウ契約書及び領収書の写し

エ建築物除却届の写し

オ施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真

カその他町長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から速やかに、既存建築物等耐震性向上事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の保管等）

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から、施行する。
- 2 第2条第1項第2号に規定する要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業

は、平成２８年３月３１日までに事業を完了するものとする。

附 則（平成３０年５月２２日要綱第１６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年２月１８日要綱第４号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年２月１４日要綱第２号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３０日要綱第２９号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月４日要綱第３５号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月１８日要綱第７号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事業の区分	補助の対象	補助金の額
既存建築物耐震診断事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	１棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第２に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の３分の２以内の額とし、２，０００，０００円を限度とする。
要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	１棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第２に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の１５分の１以内の額とする。
緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	１棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第３に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の１０分の１以内の額とする。

緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の5分の4以内の額とする。
----------------------	-------------------------	--

別表第2（第3条関係）

構造	延べ面積	基準額
非木造戸建住宅	面積区分無し	136,000円
既存建築物（戸建住宅以外のもの）	1,000m ² 以下の部分	1m ² 当たり3,670円を乗じて得た額
	1,000m ² を超え、2,000m ² 以下の部分	1m ² 当たり1,570円を乗じて得た額
	2,000m ² を超える部分	1m ² 当たり1,050円を乗じて得た額

別表第3（第3条関係）

用途	構造	延べ面積	基準額
一戸建住宅	木造	—	図面有りの場合： 144,000円
			図面無しの場合： 259,000円
	非木造		1,800,000円
一戸建住宅以外	木造住宅	—	図面有りの場合： 144,000円
			図面無しの場合： 259,000円
	木造住宅以外	1,000m ² 未満	3,000,000円
		1,000m ² 以上 2,000m ² 未満	4,800,000円

		2, 000m ² 以上 3, 000m ² 未満	6, 000, 000円
		3, 000m ² 以上 5, 000m ² 未満	7, 200, 000円
		5, 000m ² 以上10, 000m ² 未満	9, 000, 000円
		10, 000m ² 以上	10, 800, 000円

別表第4（第3条関係）

用途	基準額
住宅(マンションを除く。)	延べ面積1m ² 当たり39, 900円を乗じて得た額
マンション	延べ面積1m ² 当たり51, 700円を乗じて得た額 (免震等特殊工法の場合は、86, 400円を乗じて得た額)
建築物	延べ面積1m ² 当たり57, 000円を乗じて得た額 (免震等特殊工法の場合は、93, 300円を乗じて得た額)